

白馬村給付金支給事業等に係る不用要綱の廃止に関する要綱をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 日

白馬村長 丸 山 俊 郎

白馬村告示第 7 0 号

白馬村給付金支給事業等に係る不用要綱の廃止に関する要綱

第 1 条 次の各号に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 白馬村低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱
- (2) 白馬村低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱
- (3) 平成 2 8 年度白馬村臨時福祉給付金支給事業実施要綱
- (4) 白馬村臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業実施要綱
- (5) 令和 2 年度白馬村子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱
- (6) 令和 3 年度白馬村子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）支給事務実施要綱
- (7) 令和 3 年度白馬村子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金））支給事務実施要綱
- (8) 令和 4 年度白馬村多子世帯応援給付金給付要綱
- (9) 白馬村臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業実施要綱
- (10) 白馬村低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱
- (11) 白馬村低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱
- (12) 令和 5 年度白馬村低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給事業実施要綱

(13) 長野県・白馬村子育て世帯生活支援特別給付金(低所得世帯分)支給事務実施要綱

附 則

この告示は、公布の日から施行する。